

■ Article ■ .....

マイナンバー最終便

日税連規制改革対策特別委員会副委員長・税理士 宮本 雄司

.....

平成28年1月1日から社会保障、税及び災害対策の行政手続において番号の利用が開始された。新しい制度であるマイナンバー制度への対応として、番号の利用開始前から、制度への理解、特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置等の準備が必要とされていた。また、既に、実務において、年末調整に係る扶養控除等申告書の預かりや償却資産申告書の提出等において番号の取扱いが開始されている。

本稿では、利用開始直前から現在までに公表された最新情報Ⅰ～Ⅲ及びⅣその他として、多くの税理士から相談が寄せられた項目について解説する。

## Ⅰ 個人情報保護法の改正

個人情報保護法の一部を改正する法律が平成27年9月3日に成立、同月9日に公布された。その一部を解説する。

### 1. 小規模事業者への適用

個人情報保護法は、過去6カ月間に5,000件を超える個人情報を取り扱う事業者を対象としているが、改正により、取り扱う個人情報が5,000件以下の事業者に対しても適用されることとなる。件数に関わらず、不適切な取扱いによって、個人の権利利益が侵害される可能性があるためである。

改正個人情報保護法が施行されれば、個人情報を取り扱うすべての税理士事務所が個人情報保護法の適用を受けることとなる。

改正個人情報保護法の施行は、公布日から2年以内、政令で定める日とされている。施行日はまだ決定していないが、遅くとも、平成29年9月8日までには施行される。早ければ、来年1月から施行される可能性もある。

税理士及びその従業員等には、税理士法第38条及び第54条により、守秘義務が課されており、税理士事務所は、例え個人情報保護法の適用対象外であろうとも、個人情報を安全に管理しなければならない。改正個人情報保護法が施行された後には、個人情報保護法に則り、例えば、開示請求を受けること等も考えられる。改正個人情報保護法及びガイドラインを確認されたい。なお、改正個人情報保護法の施行にあわせ、取り扱う個人情報が少ない事業者に対しては、その負担を考慮し、ガイドラインで特例的な措置が示される予定である。

### 2. 個人情報保護委員会の設置

特定個人情報保護委員会が改組され、平成 28 年 1 月 1 日に個人情報保護委員会が設置された。個人情報保護委員会は、特定個人情報だけでなく、広く個人情報に関する業務を行う。具体的には、個人情報保護法及び番号法に基づき、個人情報を取り扱う事業者に対する監視・監督、個人情報の保護に関する基本方針の策定・推進等の業務を行っている。

### 3. 番号法と個人情報保護法との相違点

番号法は個人情報保護法の特別法である。特定個人情報も個人情報に含まれるため、番号法に定められていない事項については、個人情報保護法の適用を受ける。

改正点というわけではないが、留意すべき番号法と個人情報保護法との相違点を解説する。

#### (1)適用対象者

番号法は 1 件でも個人番号を取り扱えば、その対象となる。一方、現行の個人情報保護法では、5,000 件を超える個人情報を取り扱う事業者を対象としているが、改正により 5,000 件要件は撤廃されるため、番号法同様、取り扱う情報の規模による差異はなくなる。言うまでもないが、「取扱件数」は、番号法は個人番号（特定個人情報等）、個人情報保護法は個人情報の取扱件数である。また、特定個人情報も個人情報に含まれることに留意されたい。ただし、「個人情報」は原則として生存している個人の情報であるのに対し、「個人番号」は死亡した者の個人番号を含む点が異なる。

#### (2)第三者への提供

個人情報保護法では、原則として本人の同意を得ずに、本人以外の者に個人データを提供することは禁止されている。換言すれば、本人の同意があれば、第三者への提供は可能である。一方、番号法では、特定個人情報等には利用・提供制限があり、本人の同意があっても利用目的外の利用は認められない。

#### (3)罰則

特定個人情報等は、個人番号によって名寄せが行われるリスクがあるため、個人情報保護法よりも厳しい保護措置が番号法で上乘せされている。罰則もそのひとつであり、番号法の中で最も重い法定刑は、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したときに科される「4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又は併科」となっている。

## II 平成 28 年度税制改正

平成 28 年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）は、平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定され、平成 28 年 3 月 1 日に第 190 回国会衆議院にて可決、3 月 29 日に参議院可決、3 月 31 日公布、4 月 1 日に施行となった。

## 1. 個人番号記載対象書類の見直し

国税通則法の一部改正により、税務関係書類(申告書及び調書等を除く)のうち、①申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類、②税務署長等に提出されない書類であって、提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類については、提出者等の個人番号の記載を要しないこととされた。①の書類は、平成29年1月1日以後に提出すべき書類に適用されるが、それ以前であっても、運用上、個人番号の記載が求められることはない。②の書類は、平成28年4月1日以後に提出すべき書類に適用されている。

①の書類の例として、所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書等がある。②の書類の多くは、金融機関等が取り扱う書類であるが、例として、非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座廃止届出書等がある。

多くの申請書、届出書等への番号記載が不要となったが、それ以外、例えば、消費税課税事業者届出書、個人事業の開業届出書等には、原則通り、番号を記載しなければならない。

なお、平成28年1月より、財務省ホームページに「マイナンバーの記載を省略する書類の一覧(案)」未定稿版が公表されている。税制改正法案が成立したため、4月4日に国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/kaisei/280401.htm>)に確定版が公表された。

## 2. 扶養控除等申告書への個人番号記載省略

原則として、扶養控除等申告書には個人番号を記載しなければならないが、所得税法の一部改正により、一定の場合にはその記載を要しないこととされた。改正により法制化される前は、国税庁のマイナンバーホームページのFAQに運用上の取扱いとして示されていた。給与支払者が、従業員から以前に提出された扶養控除等申告書等により作成した、控除対象扶養親族等の氏名及び個人番号等を記載した帳簿を備えており、記載事項に変わりがない場合には、個人番号の記載を省略することができる。

国税庁のFAQのQ1-4の回答では、「前年と変更がないからといってその記載を省略することはできない」ことが示されている。続いて、Q1-5-1に、「給与支払者と従業員との間の合意に基づき、従業員が余白に『個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない』旨を記載、給与支払者が既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を表示すれば、個人番号を記載しなくても差し支えない」とされている。

原則として税務署に提出されることなく給与支払者が保管することとされている扶養控除等申告書について、給与支払者の個人番号に係る安全管理措置の負担軽減を図るために、個人番号の記載省略を認めるものである。扶養控除等申告書

に個人番号が記載されている場合、番号法上の安全管理措置を講じ、法定保存期間7年を経過した後は、廃棄または個人番号部分を削除、マスキング等する必要があり、事業者の負担が大きい。扶養控除等申告書には個人番号を記載せず、別に管理することで、負担軽減が図られる。ただし、当然のことながら、個人番号以外の項目については、前年と変わらない場合であっても、記載を省略することはできない。

なお、この場合に税務署長から扶養控除等申告書の提出を求められたときは、給与支払者が従業員等の個人番号を付記して提出する必要がある。

この取扱いは、扶養控除等申告書のほか、従たる給与についての扶養控除等申告書、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書、退職所得の受給に関する申告書についても同様となる。以前、国税庁FAQのQ1-5-2には「同様の取扱いをとることができる書類」として、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書が示されていたが、これらの書類は、上記「1. 個人番号記載対象書類の見直し」の「②税務署長等に提出されない書類であって、提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類」とされたため、個人番号の記載が不要となった。

### Ⅲ 申請書等の控えへの個人番号の記載

これまで、国税庁において、申告書等の控えへの番号記載について明確にされていなかったが、平成28年3月16日に国税庁のマイナンバーホームページに「番号制度に係る税務署への申請書等の提出に当たってのお願い」が掲載された。税務署に申請書等を提出する際には個人番号または法人番号の記載が必要であることとともに、その控えには番号を記載する必要がないと明示されている。そもそも前述のとおり、多くの申請書、届出書等については、平成28年税制改正により番号の記載を要しないこととされたため、その控えへの番号記載について論じられることはないが、そのほかの番号記載対象となる申請書、届出書、申告書等について、その控えへの番号の記載が不要であることが明白となった。国税庁のホームページには「申請書等のコピーを控えとして使用する場合には番号をマスキングするなどの対応をお願いいたします」との記載もある。個人番号を漏えい等のリスクから保護するための措置であろう。なお、税務署において用意される申告書のうち、控えが複写式となっているものについては、番号欄は複写されない措置が講じられる予定である。

### Ⅳ その他

#### 1. 税務代理権限証書への税理士の個人番号の記載

税務代理権限証書への個人番号記載について、多くの税理士から質問があった。結論から言えば、税務代理人である税理士の個人番号を記載することはない。番

号法上、税務当局が申告書等の提出を受ける際に行う「本人確認」は、①申請者や納税者等の個人番号の確認、②代理人の身元確認及び③代理権の確認である。代理人である税理士の個人番号は必要ない。

## 2. 旧姓使用

税理士は、身元確認書類として税理士証票を使用することができるが、旧姓が記載されている税理士証票についても身元確認書類として認められるか、という質問があった。

税理士が自身の個人番号を提供する場合に本人確認を受ける際には、通知カード等の番号確認書類に記載されている氏名と身元確認書類である税理士証票に記載されている旧姓とが一致せず、本人であることが確認できない。そのため、日税連が発行する旧姓使用証明書が必要となる。旧姓使用証明書には、旧姓と戸籍上の氏名の両方が記載されているため、戸籍上の氏名が記載されている通知カード等と旧姓が記載されている税理士証票とを関連付け、本人であることの確認が可能となる。

なお、税務代理人としての身元確認は、税理士証票のみで行われ、旧姓使用証明書は不要である。税務代理人は、自分の個人番号を提供しない。すなわち、番号確認書類と身元確認書類との整合性は問われず、身元の確認ができればよい。

また、通称を使用している外国人税理士の税理士証票に関しては、氏名及び通称が記載されている通知カード等とあわせて使用することで、本人確認が可能となる。通知カード等は、税理士証票と同一の通称及び氏名が記載されているものに限る。住民票には届出により通称を記載することができ、通称を登録している場合には、通知カード等に氏名及び通称が記載される。

## 3. 支払調書への事務所所在地記載

税理士報酬等の支払調書に記載される住所についての質問も多く寄せられた。支払調書の支払を受ける者の住所又は所在地欄に、住所ではなく税理士事務所の所在地を記載している場合、事務所所在地は、個人番号カード等に記載されている住所とは異なることになるため、マイナンバー制度導入後は住所を記載しなければならないのか、という質問である。

支払調書は、番号の記載欄が追加された以外は記載事項に変更はないため、従来通り、事務所所在地を記載しても差し支えない。

《関連ホームページ》

○ 内閣官房 マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

○ 個人情報保護委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/>

- 国税庁 マイナンバーホームページ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>

- 日本税理士会連合会 マイナンバーホームページ

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/mynumber/>

以上